

中央会の主な事業等活動予定（11月）

平成24年10月22日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
11/ 4	日	連携組織活性化研究会 対象：千葉県医薬品小売商業組合	商業連携支援部
11/ 6	火	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県自動車整備商工組合	工業連携支援部
11/ 7 14・21	水	組合後継者等育成事業（中小企業組合士養成講習会） 対象：会員組合役職員等	経営支援部
11/ 9	金	連携組織活性化研究会 対象：千葉学習塾（協）	商業連携支援部
11/12	月	連携組織活性化研究会 対象：（協）一宮スタンプ会	商業連携支援部
11/13	火	組合等新分野開拓支援事業 対象：（協）東金ショッピングセンター	商業連携支援部
11/14	水	連携組織活性化研究会 対象：浦安魚市場（協）	商業連携支援部
11/14	水	組合後継者等育成事業（青年部交流会） 対象：会員組合青年部	工業連携支援部
11/17	土	連携組織活性化研究会 対象：千葉県電設資材卸売（協）	工業連携支援部
11/21	水	連携組織活性化研究会 対象：千葉県印刷工業組合	工業連携支援部
11/22	木	連携組織活性化研究会 対象：袖ヶ浦市測量設計業（協）	工業連携支援部
11/22	木	創業・連携推進懇談会 対象：（東金地区）市町村・商工会・商工会議所	設立相談室
11/26	月	連携組織活性化研究会 対象：野田工業団地（協）	工業連携支援部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
11/16 17	金 土	ふさの国 商い未来塾（第9回）	商業連携支援部
11/28	水	ふさの国 商い未来塾（第10回、閉講式）	商業連携支援部
■ 組合等基盤強化事業			
11/16	金	地域組合等活動支援事業 南房総地域組合懇談会	工業連携支援部
11/20	火	地域組合等活動支援事業 東葛地域組合懇談会	工業連携支援部
11/21	水	官公需普及促進懇談会 対象：官公需適格組合	商業連携支援部
11/29	木	新連携・経営革新促進事業 対象：会員組合	工業連携支援部
■ 千葉県中小企業連携強化推進事業			
11/30	金	第6回内部検討会	経営支援部
■ 全国中央会補助事業			
11/27 28	火 水	地域中小企業の人材確保・定着支援事業 合同会社説明会（11/27 千葉工業大学、11/28 東京情報大学）	経営支援部
■ 団体支援事業			
11/ 9	金	商業四団体合同委員会	商業連携支援部
11/ 9	金	千葉県経営支援課と商業四団体による意見情報交換会	商業連携支援部
11/10	土	千葉県中小企業団体事務局責任者協会 サークル活動	工業連携支援部
11/14	水	千葉県中小企業団体青年中央会 県大会	工業連携支援部
11/15	木	千葉県異業種交流融合化協議会 グループ活動支援事業 対象：IT経営活用研究会	工業連携支援部
11/26	月	千葉県商店街振興組合連合会 計画策定促進事業 対象：八街駅南口商店街振興組合	商業連携支援部
11/29	木	千葉県異業種交流融合化協議会 創立20周年記念式典	工業連携支援部

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成23年度連携組織活性化研究会			
対象組合等	千葉県税理士協同組合			
	▼組合データ			
	理事長	仲野 進	住 所	千葉市中央区中央港 1-16-12
	設 立	平成 17 年 3 月	業 種	税理士事務所
	会 員	1,980名 (平成23年6月現在)		
テ ー マ	組合員の現状把握と組合の課題抽出について			
担 当 部 署	千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部 (Tel. 043-306-3284)			
専 門 家	有限会社バリュー・コンサルティング 代表取締役 安藤 孝 (中小企業診断士)			

背景・目的

千葉県税理士協同組合は千葉県内に税理士事務所を有する小規模の事業者(開業税理士・税理士法人)を組合員とする協同組合である。平成17年に設立され、平成23年には、7年目を迎えた。

協同組合の加入者数は1980名、また組合加入率は約9割という高い組織率であり、順調に成長し、組合活動の基盤は強固なものとなっている。加えて、千葉県中小企業団体中央会の「平成21年度モデル組合」に指定され、内外から高い評価を得ている。

今回、組合活動の更なる発展を目指して、現在の組合活動の状況を振り返り、組合員の組合活動への参加状況、組合事業の認知度を確認し、将来にわたっての組合員のニーズを把握するため、意識調査を実施することとした。

税理士業界を取り巻く環境は、関与先である中小企業の経営環境の悪化、税理士数の増加に伴い事務所間の競争が激化するなど厳しさを増している。また、顧客からは税務だけでなく、経営全般のアドバイスが求められ、経営コンサ

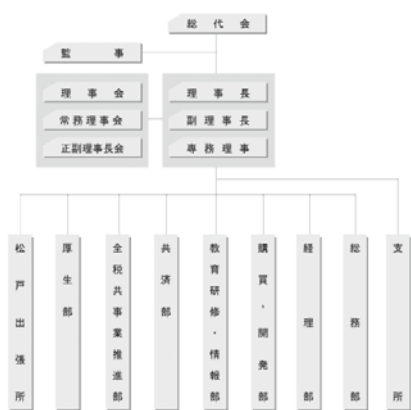
ルタントの要素も必要になり、業務は高度化、複雑化している。

今回の組合員の意識調査を行うことにより、組合が本場に組合員のニーズに応えられているか否かを客観的に把握する。この調査結果から現状の組合の課題を抽出し、今後実施すべき対策を検討するための情報を得ることが、事業の目的である。

事業の活動内容

① 研究会の構成と活動

当組合には総務部、経理部、購買・開発部、教育研修・情報部、共済部、全税共事業推進部、厚生部、松戸出張所の各部門があり、それぞれ事業を推進している。



○今回の研究会のメンバーは副理事長、専務理事、総務部長、総務副部長、事務局長の計7名で構成し、平成23年8月から開始し、計4回の検討会が行われた。研究会の概要は次の通りである。

① 第1回 平成23年8月9日
研究会の目的、アンケート調査項目の方向性

② 第2回 平成23年9月5日
アンケート項目の検討
(アンケートの実施)

③ 第3回 平成23年11月2日
アンケート集計についての評価

④ 第4回 平成23年12月5日
取りまとめ、報告書作成

② アンケート調査の目的と調査項目の検討

1. 調査項目設定の考え方
今回のアンケート調査の目的が組合員の組合活動に対する認知度の調査であることから、以下の3つの側面から調査項目を設定した。
(1) 組合事業の利用、参加状況の把握

組合主催の研修会への参加状況、厚生事業の利用状況など組合が実施している事業活動の利用状況、参加状況を把握するための調

査項目。

(2) 組合事業の認知度把握

教育情報費、支所運営費の支援や配分方法、ホームページなどの認知度に関する調査項目。

(3) 組合事業の課題、組合員のニーズの把握

研修会不参加理由、研修会内容や参加費に関する事項、今後希望する厚生事業、保険代理店の課題など組合事業の課題や今後の希望に関する調査項目。

2. 調査項目の概要

前記のアンケート項目の3つの側面に添って、組合が現在実施している事業について、以下の具体的なアンケート項目を作成した。

- (1) 教育研修事業 (6項目)
- (2) 購買、幹旋事業 (3項目)
- (3) 保険事業 (3項目)
- (4) 厚生事業 (4項目)
- (5) 教育情報提供事業 (2項目)
- (6) その他 (5項目)

計23項目

③各支所総代等128名へのアンケート調査及び分析

当組合は千葉県内を14の支所に分けて運営されている。今回のアンケート調査対象は各支所の総代、支所長等128名とした。ア

ンケートは原則記名方式(無記名も可)である。

また、アンケートは郵送方式で各支所に配布し、記入して頂く方法とし、アンケートの回収はFAX又は郵送で組合へ直接返送する方法とした。アンケート票は平成23年9月5日に発送し、記入期間4週間を取り、9月末までに回収した。アンケートは117人から回収され、回収率は91.4%であった。

アンケートは選択方式のほかに、自由回答を設けた。約80に及ぶ自由回答が得られた。

その後、アンケート集計を行い、その結果について研究会メンバーで分析を行った。

事業の成果

今回の事業は今後の方向性を検討するための現状把握が主目的であり、その目的は十分達成したと考える。更に、アンケート調査により組合員のニーズが明確になり、今後、組合が何を検討すべきか、何に重点を置けば組合員の認知度が高まるか、についての方向性は見えてきたと思う。例えば、千葉県税理士会を経由して間接的に支

出している支援資金については比較的認知度が低いことが判明したので、これらに関するPR活動を強化する必要があることなどが挙げられる。

今後の展望・期待

アンケート調査結果及びその後の研究会での討議を通して以下の意見が出た。今回は総務部を中心とした研究会であり、今回の検討結果を踏まえて、各事業部が具体化し、実施に移されることになる。

(1) 教育研修事業

研修はテーマが重要であり、税理士に求められている業務範囲の拡大に対応するため、税務関係に限定せず、幅広い分野の内容を検討する。また、組合員事業所の職員研修は各支所で実施していることもあるが、組合全体としての方性を検討する。

(2) 購買幹旋事業

組合員が旅館・ホテルなどの幹旋事業を利用する場合の利用手続きを明確にし、組合員に周知する。集団扱い損害保険、あんしん財団共済、団体定期保険などは引き続き各支部及び新規加入組合員への

PRを行う。

(3) 保険事業

保険事業を推進するため、保険活用の必要性をPRする。

(4) 厚生事業

ホテル、旅館は提携先の地域範囲を広げることを検討する(全国を対象にする)。また、参加人数が減少傾向にある囲碁・将棋大会はFAX等で直接参加者を募集するなど参加者を増やす方法を検討する。

(5) 教育情報費の認知度

千葉県税理士会への支援などについて判りやすいパンフレットを作成してPRを行う。また、千葉県税理士会を通しての間接的な還元では認知しにくいので、他県の組合の還元方法も調査し、直接的に還元ができる方法も検討する。

(6) ホームページの改訂

研修会の案内はホームページに載せているが、今後は参加申し込みをホームページからできるように改善するなど、活用促進を図る。他のWEBサイトからのリンクも併せて検討する。

(安藤 孝)

テーマ 地域産業

地域団体商標取得を機に『因州和紙』ブランドの確立を目指す

鳥取県因州和紙協同組合

地域団体商標取得を機に、更なる『因州和紙』ブランド力向上を目指すとともに、各種イベントの開催やパンフレット発行により消費者へ魅力を発信、消費の拡大を図る。

背景と目的

地域の地場産業として栄えてきた和紙業界は、消費者のライフスタイルの多様化や住宅の洋式化に直面し、国際化の中で安価な輸入品の増大、少子化に伴う学童や書道人口の減少などから生産量は減少し、厳しい状況下にある。こうした中、鳥取県の代表的な因州和紙の二大産地である因州和紙青谷協同組合と佐治因州和紙協同組合が産地間の垣根を越え連携してブランド力高め、新製品開発を推進し、販路拡大等行っていくため、平成15年に合併し「鳥取県因州和紙協同組合」を設立した。

事業・活動の内容

合併後、平成21年11月に県内の工芸品分野では初となる「因州和紙」の地域団体商標を取得。組合が認める商品に「因州和紙ブランドマーク」を付して、因州和紙の更なる品質と信頼性の向上に努めている。この活動により因州和紙ブランドのイメージを高め、他産地との差別化を行うことで消費の拡大を図っている。また、因州和紙の魅力伝えるため学童を対象とした「卒業証書の紙漉き体験」や一般市民を対象とした「書初め大会」を行い、都市部で「因州和紙フェア」を開催するなど販路開拓を行っている。

活動の成果

組合が地域団体商標に基づく「因州和紙ブランドマーク」を作成したことにより、組合員の品質に

対する意識が高まるとともに、インターネット製品等への用途開発など新たな市場開拓に取り組んでいる。また、地域に密着したイベントを通じて伝統工芸品の良さが広く認識された。加えて、英文によるパンフレットを作成するなど海外も視野に入れた販路開拓を目指しているところであり、これらの組合の取り組みを通じて「因州和紙」ブランドの確立と他産地との差別化が図られつつある。



▲書初め大会
(高校生と子供たちによるパフォーマンス)



▲地域団体商標制度に基づく「因州和紙ブランドマーク」

鳥取県因州和紙協同組合

住所：〒689-0501
鳥取県鳥取市青谷町青谷4063-11
鳥取市西商工会青谷支所内
設立：平成15年4月
出資金：1,095千円
電話：0857-85-0408
URL：—
業種：和紙製造業
会員：26人
組合専従者：1人

組合 Q & A

社長と理事長の違いは何か

初めて理事長に選ばれた。社長と理事長の違いがわからない

社長と理事長はともに組織のトップですが、実際にはかなり違いがあります。

一 社長と理事長の違いを生む根本

会社を構成するのは株主です。組合を構成するのは組合員です。株主は株価と配当にしか興味がありませんが、組合員は組合事業そのものに興味を持っています。

この株主と組合員の違いが社長と理事長の違いを生む根本ということになります。根本的な違いをさらに際立たせているのが、中小企業では社長がオーナーであるという点です。

組合は一人の出資は二五%までで、理事長が組合の所有者になることは有りませんが、中小企業

では社長が会社の所有者ということとは珍しくありません。

二 社長の力の源

中小企業の社長の力の源はオーナーである点にあります。

このパワーを背景に、社長は役員人事も経営計画も自由に決めることができます。社長の交代も自分の意思で決め、長期にわたって社長を務め、会社経営に専念し、会社の仕事を熟知した存在です。

三 理事長の力の源

組合の場合にも、親会社は協力を組織し、親会社の社長が理事長になるケースのように、大きな力を持った理事長もまれにいます。しかし、一般的には、組合員の支持で選ばれた理事の中から、互選によって理事長が決まるというのが普通です。パワーの源は、組合員・理事からの支持です。

四 実務上の相違点

以上のような違いから生ずる実務上の相違点は、経営計画と役員人事にあらわれます。

社長は、経営計画を自分で立案し、実行し、失敗の責任も社長が負います。

理事長は事業計画・収支予算を理事と事務局の協力を得て立案

し、総会で組合員の承認をもらいます。組合員は事業の利用者として組合経営に直接タッチできるわけです。その計画の範囲内で業務執行するのが理事長の役目です。

役員人事についても相違しています。副理事長などの役付理事は理事会の互選です。会社も同じですが、実態は社長の指名を取締役会で承認するだけです。組合では、理事長が指名してもそのまま承認されるかは疑問です。

社長も理事長も、会社・組合の業務に関する一切の権限を有する存在ですが、その権限の実態には大きな違いがあるように感じます。組合は民主的な運営が確保された法人といえます。

ポイント

★組合の経営計画は、総会の承認事項

中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）
第1版第1刷発行より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q 加入・脱退、出資・持分に関する正誤問題です。

【第1問】加入申込があった場合、組合がそれを承諾するかしないかは、組合の自由な判断による。

【第2問】脱退した組合員は、その持分の全額の払戻請求権を取得する。

【第3問】事業協同組合の1組合員の出資口数は、出資総口数の100分の20を超えてはならない。

【第4問】脱退した組合員の持分は、脱退した事業年度末の組合財産によって決まる。

【第5問】組合員は、組合の資本充実の観点から、組合を脱退するとき以外、いかなる場合も出資口数の減少を請求することができない。

【第6問】組合員は、組合の承諾なく、その持分を他人に譲渡することができない。

《解答》

【第1問】×（新規加入者の承諾は、組合が自由に行えるわけではない。拒否する場合は「正当な理由」が必要になる。正当な理由としては、組合の共同施設の稼働状況がいつかは、新規加入者を許さない状況にある場合などが考えられる。）
【第2問】×（脱退した組合員は、持分の払戻請求権を取得するが、法文に「持分の全部又は一部の払戻を請求することができる」とあるので、定款で一部の払戻の規定を置くことができる。したがって、持分の全額ではなく、出資額を限度とするなど持分の一部の払戻請求権になることもある。）
【第3問】×（一般の組合においては、1組合員の出資は100分の25までに制限されており、20%ではない。最高持ち口数の特別なケースとして、組合員の脱退・合併などの場合、総会で特別議決で最高持ち口数の限度を35%まで引き上げることが認められている。また、組合員数が3人以下の組合では、この規定そのものが適用されない。）
【第4問】○
【第5問】×（組合員は、次の場合、定款で定めるところにより、事業年度の終わりに於いて、出資口数を減少させることができる。①事業を休止したとき②事業の一部を廃止したとき③その他やむを得ない事由があるとき④の「やむを得ない事由」については、理事会の判断によることになる。）
【第6問】○

テーマ オンタイムで利用できる交通手段を提供する合宿専用宿泊施設の運営による顧客の獲得

千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合 組合員企業 カネイ産業株式会社

本会では、「中小企業新事業活動促進法」に基づく中小企業者の「経営革新」への挑戦、取り組みを支援しています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のしやれしやれ。

当社は、長生郡白子町の中里海水浴場近く

で、これまでに約40年間にわたってホテルを営業してきた株式会社です。開業後から今日に至るまでに数度の施設拡充を経て、現在ではホテル3館を運営しています。

近年の経営成績は比較的良好に推移しているとはいえ（震災前）、夏の繁忙期を中心に利用客の取りこぼしが毎年のように発生しているため、これを克服することが目下の経営課題となっていました。

当社としては、合宿客と一般客を同一の宿泊施設で受け入れてきたことが取りこぼしの原因であるとの認識の下、新たな取り組みによってこれを解消する必要があると考え、経営革新計画の策定に挑戦することとしました。

テーマ及び内容は？

1. テーマ

『オンタイムで利用できる交通手段を提供する合宿専用宿泊施設の運営による顧客の獲得』

2. 計画期間

▽平成22年8月～平成26年6月（4年計画）

3. 付加価値額の向上

▽計画時 277,569千円

▽計画終了時の目標伸び率

389,445千円（40・3%）

4. 内容

当社の顧客取りこぼしの発生は、当社施設の主な利用客が、スポーツ合宿を目的とした学生の団体グループ（以下「合宿客」という）であることと関係しています（年間売上高に占める割合は45～50%程度）。いわゆる合宿シーズン（3月、7月、8月）には、当社施設の利用客は合宿学生グループ一色となります。

合宿シーズンのうち夏場は、白子町に海水浴客をはじめとする合宿目的以外の多くの来客（以下「一般客」という）がある時季でもあります。当社としては、一般客を積極的に呼び込んでいくだけの余力はあるものの、合宿客と同一日に宿泊した一般客から当社に寄せられる意見・感想は概ね不評（学生が酔って深夜まで騒ぐなど）であることから、一般客については、不本意ながら予約をお断りするケースが多くなっていました。【↓①一般客の取りこぼし】

また、合宿客は、当社宿泊施設の予約を入れる際に、貸し切りを希望するケースが多く

見受けられます。しかし、7月8月の繁忙期にあつては、貸し切り予約に応じていくにも限界があるため、結果的に合宿客であっても予約をお断りせざるを得ないケースが生じていました。【↓②合宿客の取りこぼし】

そこで、これら二つの取りこぼしを解消するため、「合宿客・一般客の分離」、「合宿客のための高い移動利便性の提供」を実施して、合宿客、一般客ともに顧客数を拡大していくこととしました。

新たな取り組みの特徴は？

①合宿客と一般客を同一施設で受け入れることが両者に気兼ねや不快感などを生じさせる原因になっており、これが二つの顧客取りこぼしという結果となって表れていました。そこで、

①合宿客専用宿泊施設を新設して合宿客と一般客とを分離して受け入れること

▽新規開館するにあたっては、その利用客に「酔って深夜まで騒ぐ」等の特性があることを念頭に置いて立地を検討したほか、早期開館を実現するため新築ではなく、他社の既存施設を買収する方向で検討。

②従業員就業シフトの詳細把握と管理徹底により合宿客に高い移動利便性を提供すること

▽全従業員の就業シフトの詳細把握と管理徹底に基づき、配属先施設の枠を超えた柔軟な人員配置に取り組むことで、利用客送迎用と

して保有する車両を活用し、テニスコートやコンビニエンスストアなど近隣施設への足として随時利用できるオンデマンド運行サービスを展開。また、中型バス1台を新たに購入し、従来から実施していた東京・埼玉方面への合宿客長距離送迎サービスの充実にも備える（標準サービス化）。



大活躍の送迎バス

今後の事業展開は？

東京・埼玉は学校数が非常に多いため、この方面への移動利便性を高めることで、多くの合宿客を獲得することが大いに期待できます。千葉県内はもとより、東京・埼玉に立地する大学等にダイレクトメールを送付するなどして、当社の新しい取り組みを強力にアピールして合宿客の獲得に努めるとともに、旅行会社等に向けた既存3館のPRを強化して、一般客の獲得にも力を入れます。また、今回の経営革新計画では、既存3館の従業員就業シフトの詳細把握と管理徹底が核となるため、計画目的・実施項目等を全従業員に周知徹底するなどして新サービスの円滑な提供ができるように再育成します。こうした事業展開を通して、目下の経営課題を克服し、経営力を持続的に高めながら当社の持続的成長

に努めたい考えです。

社長さんの一言

ここ数年において一番の課題でもあった、一般客と合宿客との同一宿での宿泊における客間の生活リズムの違いによって引き起こされていた問題が、今回の制度により施設の充実を実施出来ることとなり、弊社スタッフのソフトサービスも随分成長したことも重なり、お客様からの苦情も減少し、客層の分離については以前と比較してもかなり解消出来ました。今後は、この宿を合宿では地域一番を目指し、サービスや営業力の向上、そして更に特化した宿を目指していきたいと思えます。

中央会から

◎経営革新計画に係る相談は、本会経営支援部まで。☎043-306-3282

企業プロフィール

組合名：千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合
 企業名：カネイ産業株式会社
 代表者：篠崎 昌治
 所在地：長生郡白子町中里4442番地
 電話番号：0475-30-3555
 資本金：10,000千円
 従業員数：111名
 業種：旅館、ホテル
 E-mail：—
 U R L：www.new-seaside.com
 承認年月日：平成22年7月30日
 支援機関：千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成24年9月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

↻ 前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は1から3に増加。「減少した」業種は11から10に減少。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は10から6に減少。「減少した」業種は9から13に増加。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は2のまま変化なし。「悪化した」業種は13から20に増加。

↻ 前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は2のまま変化なし。「減少した」業種は7から9に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は6から4に減少。「減少した」業種は10から14に増加。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は2から3に増加。「悪化した」業種は19から24に増加。

製造業

【しょうゆ製造】

【県内全域】

輸入麦の政府売渡価格の改定があり、10/1から平均3%引き上げ。

【漬物製造】

【県内全域】

浅漬の動き、特に白菜漬の動きが悪く、いつまで北海道の問題(0・157)が影響するの心配。

【豆腐製造】

【県内全域】

揚げ物の需要が徐々に伸長。気温が落ち着いてきたために、購入の動きが出てきているようだ。

【めん類製造】

【県内全域】

10/1輸入麦の政府売渡価格改定(平均+3%)が実施され、それに伴い製粉会社各社から原料小麦粉の価格。値上げ改定の発表があった。実施は12月20日頃。

【乳製品】

【県内全域】

市場は全般的に安売が目立つ。特に冷凍食品の半額セール実施している量販店が多い。

【印刷】

【県内全域】

受注売上は、8月と比較して若干悪化した模様。従来3月期決算法人は9月末が半期の決算日なので、この日に向けて販売広告等の印刷物を多種大量に作製したが、今年は景況感の悪化による広告宣伝費縮減の影響で大分受注が減つ

たようだ。

【生コン製造】

【県内全域】

需要が回復に向かっているが職人不足による工期の遅れがある。原材料コストUP分を価格に転嫁する為、値上げに取り組んでいる。

【電気鍍金】

【千葉】

前年度月を100%とすると、9月の景況は73%(速報)、依然として改善の兆しが見えない。

【鉄工】

【千葉】

国内組は弱含み横ばい推移中ながら、中国へ進出しているメンバーは、中国経済減速感が台頭し、大なる受注減(▲50%前後)となるなど、後退色が顕在化している。全体として景況感悪化との感触。

【機械部品製造】

【野田】

対中国、韓国情勢安定化を願い、国内事情が良くなる方向に期待したい。業界動向は、金属製品、機械加工、製缶は潤いがある状況。

【機械部品製造】

【流山】

業種によっては売上高が増えていますが、収益面は前月分より電気が増えているので悪化している。

【機械部品製造】

【柏】

中国の影響により受注減少。車関係減税等終了による減少。業界動向は、軽量の要求が高い。内製

化の動きも継続的。

【金属製品製造】

【船舶】 全般的に停滞状態にある。依然として先行き不透明な状況。

【採石】

【県内全域】 総じて工事箇所への数量が減少。

【土砂採取】

【県内全域】 骨材需要は減少したまま。8月迄出荷が好調であったところも9月から落ち込むところが出てきた。一部復興需要の関係で骨材需要増加の方向のところがある。また、復興需要関係の砂の引合いも徐々に聞こえてきており、今後、砂が逼迫される可能性もある。

非製造業

【総合卸売】

【千葉県・東京都】 夏場の猛暑のため、省エネ・節電にも限界があり、電力料金支払額増加。コストUPとなっている。また、10月以降に実施される環境税等、景気低迷が続く中、企業の収支圧迫要因が増加する見込み。

【精肉卸】 冷凍冷蔵庫使用による電力料金が前年同期比15%増。

【食肉卸売】

【千葉市他】 と畜当数（牛）減少により収益が悪化。飼料価格が高騰して枝肉価格は低迷、畜産農家の経営環境が悪化している。

【建築材料卸売】

【県内全域】 政情国際状況はともかく、国内のセメント需要は低落傾向に底を打った模様。全国平均は前年比102%であるが、千葉県は前年92%（前々年よりは7%増）と落ちこぼれている。首都圏の中でも千葉県だけめばしい物件が無く、先細り不安が大きい。

【自動車解体】

【県内全域】 9月中にスクラップ価格が前月比15%下落。廃車発生台数低迷、円高による輸出低迷と明るい話題がない。エコカー補助金終了。

【乾物卸売】

【県内全域】 消費低迷状況は変わらない。

【小売】

【柏】 商品が秋物に変わったが、残暑が厳しく売れていない。消費者の低価格嗜好は依然強い。

【電気機器小売】

【県内全域】 8月に比べ9月は厳しい。エアコンの売上が減り、他の商品の売上も減っている。このままでは最悪の状態になる可能性がある。

【青果小売】

【千葉】 野菜は前月よりやや高めであったが、果物は思ったより動かず利益が取りにくかった。夏場（7～9月）は例年にない程前年を大きく下回ってしまった。

【中古車仕入・販売】

【県内全域】 エコカー補助金の終了に伴い、タマ不足感が強まってきた。相場は今までの供給過多で下落傾向で推移しているが、タマ不足による反動が懸念される状況に。

【小売】

【東金】 残暑が続く、秋物に動きが悪かった。食品等は比較的良かった。高額品関係は、依然と低迷が続く。

【小売】

【野田】 9月に入っても厳しい残暑が続く、秋物衣料の売上が伸びなかった。相変わらず、消費者の購買意欲も低く、売上回復に至っていない。

【印鑑小売】

【県内全域】 店売りは、今月も前年比オーバーしたが、営業が8月に続き、大きく前年売上を割っている。

【小売・サービス】

【柏】 残暑により季節商品を扱う業種は最悪な結果と成った。良い業種は皆無。

【建設揚重】

【県内全域】 稼働状況は中旬より上昇。需要家により温度差がある。

【遊覧船】

【鴨川】 風評被害が続いているせい、県内観光施設は軒並み前々年度までの回復の見通しつかない。各施設を見ると、9月の平均は前年度割れが多く、先行きが非常に不安。

【一般廃棄物処理】

【千葉市】 9月は、今年度で一番景気の悪い月となった。年末に向けて状況が好転することを期待したい。

【ソフトウエア】

【県内全域】 低迷状態継続中。が、多少明るさも見えてきているようだ。事例として、IT技術者の派遣単価上昇等のニュースが出てきている。

【建設】

【県内全域】 当連合会加入組合員の受注額は10,812百万円であった。これは、前月比で777百万円の増加。前年比では、1,274百万円の減少。（市町村の受注が2,188百万円と大きく減少した。）

【貨物運送】

【野田】 前月よりも売上は幾分良くなったものの昨年に比べると若干落ちている。

あまり目立たないが零細運送業者が金融機関を介して吸収合併されているケースが見受けられる。

【輸出入】

【県内全域】 日中の政治問題で中国人旅客の減少が続いているので、空港などの物販の売上に影響が出ている。

平成24年10月1日以降
**“雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金”の
 支給要件などが変更されました！**

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、平成24年10月1日以降（被災3県は6か月遅れで）、下記のように内容の一部が変更となりました。

現在受給中、または今後利用をお考えの事業主（組合員）の皆さまには、ご留意いただきますようお願いいたします。

①生産量要件の見直し

事業活動の縮小を判定するための生産量（または売上高）要件を次のように変更します。

現 行
最近3か月の生産量または売上高が、 <u>その直前の3か月または前年同期</u> と比べ、 <u>5%</u> 以上減少

対象期間の初日(助成金の利用開始日)を 平成24年10月1日以降(※1)に設定する場合から
最近3か月の生産量または売上高が、 <u>前年同期</u> と比べ、 <u>10%</u> 以上減少（中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であっても、この要件が適用されます）

②支給限度日数の見直し

1年間と3年間について、限度日数を変更します。

現 行
<u>3年間で300日</u> (1年間での限度なし)

対象期間の初日(助成金の利用開始日)を 平成24年10月1日以降(※1)に設定する場合から
<u>1年間で100日(3年間で300日)</u>

対象期間（事業主が設定する1年間）▶

【例1】過去2年間に50日ずつ（計100日）利用した場合

【例2】過去2年間に120日ずつ（計240日）利用した場合

①22.10.1~23.9.30	②23.10.1~24.9.30	③24.10.1~25.9.30
50日	50日	100日（従来200日）
120日	120日	60日

➡ **対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成25年10月1日以降(※2)に設定する場合からは**
1年間で100日・3年間で150日となります
 （上記の例1と2で、③の対象期間にすべての日数を利用した場合に、②+③は150日以上となるため、次の1年間は利用できなくなります）

③教育訓練費（事業所内訓練）の見直し

教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額を次のように変更します。

現 行
雇用調整助成金:2,000円 中小企業緊急雇用安定助成金:3,000円

平成24年10月1日以降(※1)の判定基礎期間から
雇用調整助成金 : 1,000円 中小企業緊急雇用安定助成金 : 1,500円

(※1) 岩手、宮城、福島県の事業所については、平成25年4月1日以降変更になります。
 (※2) 岩手、宮城、福島県の事業所については、平成26年4月1日以降変更になります。

◎詳しくは、千葉労働局 職業対策課分室までお問い合わせ下さい。
 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング6階 ☎043-441-5678

労働者派遣法が改正されました！

平成24年
10月1日
から施行

派遣労働者の保護と雇用の安定を図るため、派遣会社・派遣先には、新たな義務が課されます。

主な改正内容

☆事業に関すること

- ◆日雇派遣が原則禁止になります
- ◆グループ企業派遣が8割以下に制限されます
- ◆離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することが禁止されます
- ◆マージン率などの情報提供が義務化されます

☆労働者の待遇に関すること

- ◆待遇に関する事項などの説明が義務化されます
- ◆派遣先の社員との均衡に向けた配慮が義務化されます
- ◆派遣労働者への派遣料金の明示が義務化されます
- ◆無期雇用への転換推進措置が努力義務化されます

派遣元事業主・派遣先の責務

今回の労働者派遣法改正により、派遣元事業主・派遣先の責務として新たに課せられる事項を整理すると、以下のとおりとなります。

派遣元事業主	派遣先
○グループ企業派遣（法23③・23の2） →8割規制、実績報告	
○マージン率等の情報提供（法23⑤）	
	○派遣先の都合による労働者派遣契約解除時に講ずべき措置（法29の2） →新たな就業機会の確保、休業手当等の費用負担等
○有期雇用派遣労働者等の無期雇用への転換推進措置（法30）	
○均衡待遇の確保（法30の2）	○均衡待遇の確保に向けた派遣元事業主への協力（法40③）
○待遇に関する事項等の説明（法31の2）	
○派遣料金額の明示（法34の2）	
○派遣先への通知事項に派遣労働者が無期雇用労働者であるか否かを追加（法35①Ⅱ）	
○日雇派遣の原則禁止（法35の3）	
○離職後1年以内の労働者派遣の禁止（法35の4）	○離職後1年以内の労働者派遣の受入禁止、該当する場合の派遣元への通知（法40の6）
	○労働契約申込みみなし制度【平成27年10月1日施行】

◎詳しくは、厚生労働省 千葉労働局 HP をご確認ください。

第64回中小企業団体 全国大会開催

全国中小企業団体中央会と宮崎県中小企業団体中央会は、10月25日（木）、フェニックス・シーガイア・リゾート「シーガイアコンベンションセンター」において、第64回中小企業団体全国大会を開催した。

今大会は、「組合絆ルネサンス日本は一つ」をキャッチフレーズに、全国から中小企業団体の代表者等2千5百名が参集。わが国の中小企業、日本経済の復興とともに、組合の絆をさらに深め、組合等連携組織の復興を図るため、中小企業が直面する12項目の諸課題解決と今後の方向性について決議した。

【決議事項】

1. 地域産業の再生・発展への支援の強化

1. デフレ脱却のための総合的な経済対策等の実施：①「日本再生戦略」の迅速な実行▼エネルギー・環境関連産業の振興▼医療・健康関連産業等の振興▼ものづくり支援の強化②デフレ脱却のための総合的な経済対策の早期実行▼防

災・減災等に向けた社会資本の整備▼海外展開と国内産業の一体的推進▼IT化支援▼地域資源等を活用した観光振興▼創業・事業継ぎ・第二創業等の支援 ③電気料金の抑制と電力の安定供給の実現等④TPP交渉への参加

2. 万全な資金繰り対策の継続及び中小企業金融機能の拡充：①資金繰り対策の継続▼各種中小支援策の継続・拡充▼中小企業金融円滑化法の出口戦略▼セーフティネット保証の要件拡充、期限延長▼セーフティネット貸付の取扱期限延長②中小企業金融機能の拡充▼公的金融機関等の機能の維持・強化▼倒産防止共済の貸付制度の見直し▼不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行の普及▼高度化融資制度のB方式の対象拡大等高度化事業の充実強化▼信用組合に対する支援強化▼うちよ銀行のあり方に係る十分な配慮と必要な措置▼地方自治体と金融機関の連携

3. 事業承継の円滑化等中小企業関係税制の拡充：①中小企業の創業と成長を促進する税制支援の強化②絆を深める組合を支援する税制の強化③中小企業の事業基盤

を強化する税制支援の強化④消費税の引上げへの対応等

4. 社会保障制度の見直し：①社会保障制度改革に当たっての中小企業への配慮②社会保険料の安易な引上げは反対③協会けんぽの財政安定のための支援④厚生年金基金の解散、厚生年金代行部分の返済義務等への特段の措置

5. 中小企業の実態を踏まえた労働・教育対策の推進：①中小企業に配慮した労働関係法令の見直し▼男女雇用機会均等法令の見直し▼パートタイム労働法令の見直し▼労働基準法改正の見直し②障害者雇用促進法の見直しと中小企業支援策等の充実▼精神障害者の雇用義務化に伴う法定雇用率の引上げに当たっての中小企業への配慮▼「合理的な配慮」の中小企業事業主への配慮▼障害者雇用を行う中小企業への配慮③中小企業の実情を踏まえた最低賃金の設定

④雇用保険制度の機能強化▼雇用保険法本則どおりの国庫負担▼雇用保険二事業の事業費管理の徹底と見直し⑤「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」の拡充⑥国による職業訓練機能の充実・強化⑦ワーク・ライフ・バランス

の推進▼中小企業のワーク・ライフ・バランス推進▼少子化対策並びに「次世代育成支援対策推進センター」への支援策の強化▼中小企業への改正育児・介護休業法の周知徹底▼共同保育施設への助成・支援⑧キャリア教育・職業教育の推進⑨外国人技能実習制度の適正な見直し▼外国人技能実習生の受入れ対象業種・受入れ人数枠の拡大▼雇用保険及び厚生年金の特例措置の創設

6. 公正な競争環境の整備、官公需対策の強化：①公正な競争環境の整備▼優越的地位の濫用・不当販売・不当表示等への対処▼差別対価に関する運用指針の作成▼公正な競争を確保する業種別ガイドラインの作成▼下請取引適正化の強化及び不正な取引方法に対する規制強化▼独占禁止法改正法案の早期成立と事業者の権利保障のための法的整備②官公需対策の強化▼競り下げ方式の本格導入反対▼中小企業向け契約金額の大幅増額▼官公需適格組合の受注機会増大▼公共調達における公正な競争の確保

7. 商店街等及び中小小売商業の活性化支援の拡充：①商店街・共

同店舗等に対する支援の拡充②大型店舗等に対する適正な規制・指導の強化

8. 中小流通業・サービス業振興対策の強化：①中小流通業対策の強化②中小サービス業対策の強化

Ⅱ. 東日本大震災からの復旧・復興の加速化

1. 被災中小企業・組合等の復旧の継続支援の拡充：①復興予算の拡充と迅速な対策の実行②事業再生に向けた万全な資金繰り等に対する継続的な支援▼資金繰り対策▼二重ローン対策▼中小企業等復旧復興支援補助③被災地の産業復興に向けた水産加工団地等の設立支援の強化④防災、事業継続の拠点となる中小企業組合への助成

2. 原発事故の早期収束：▼徹底した除染対策と風評被害対策▼早期の瓦礫撤去▼原発事故からの復興に向けた具体化と実効ある予算の拡充

Ⅲ. 組合等連携組織対策の強化

1. 組合組織の位置づけの強化：①中小企業政策における組合組織

の位置づけの明確化②組合設立要件の緩和等中小企業組合法の規制緩和に向けた見直し

2. 中央会の組合等連携組織対策の拡充：①中小企業連携組織対策事業の拡充強化②知識サポート・経営改革プラットフォームの整備と中央会のコーディネート機能強化③中小企業組合等団体BCP（事業継続計画）策定支援

なお、大会の席上、千葉県からは次の者が表彰された。

【優良組合】▽千葉県中古自動車販売商工組合（理事長Ⅱ宮崎登）
【組合功労者】▽石井良典（千葉県建設業協同組合連合会・理事長）



第64回 中小企業団体全国大会

千葉県中小企業団体中央会 千葉県異業種交流融合化協議会 合同セミナー開催のお知らせ

中小企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すなかで、今後とも企業が勝ち残っていくためには、時代にアジャストした業務改善や経営改革が求められており、これを実行する組織力の向上が急務となっています。そのような中で、千葉県中小企業団体中央会と千葉県異業種交流融合化協議会では、組織改革をテーマとしたセミナーを左記のとおり合同で開催いたします。

【日 時】11月29日（木）

▽15時45分～17時15分（講演）
▽17時25分～（交流会）

※交流会にご出席される方は、参加費として当日受付時に5千円を頂戴いたします。

【場 所】ホテルグリーンタワー 幕張 4階

【テーマ】結果のない組織はこう変えろ！

【講師】森時彦氏
（株）リバーサイド・パートナーズ 代表パートナー

～皆様のご参加を心よりお待ちしております～

平成25年 中小企業団体千葉県新春交流会

平成25年 1月25日(金) 14:30～17:30

会場：ホテルニューオータニ幕張 2F「鶴」
（千葉県美浜区ひび野 2-120-3）

◎お問合せは本会総務部まで（Tel 043-306-3281）

なお、当日は『企業・組合・グループの製品・技術等PR展示会』を同時開催いたします。千葉県全域から参加される方々に、組合や企業のPRをしませんか？会社案内や組合案内などのパンフレットだけでも展示できますので、ぜひ奮ってご参加下さい。

◎お問合せは、本会工業連携支援部までお願いします。

☎043-306-2427